

教支第04160001号
令和2年4月16日

各県立学校長 様

(県) 教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の休業等の取扱いについて
(通知)

このことについて、学校保健安全法第20条に基づき、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

については、各学校において、適切に対応願います。

なお、教育活動を再開する学校については、令和2年4月8日付け教支第04080002号に基づき、感染対策を徹底願います。

記

東牟婁地域の県立学校4校を除き、令和2年4月20日から令和2年5月6日まで臨時休業

【担当】

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課

Tel 073-441-3700 Fax 073-441-3697

E-mail : noda_y0013@pref.wakayama.lg.jp